

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年11月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

利府ペアガーデン

利府町利府字新大谷地47-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 上田 明

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

- 4 変更の年月日  
別紙のとおり
- 5 届出年月日  
令和6年10月15日
- 6 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び利府町役場
- 7 縦覧期間  
令和6年11月1日から令和7年3月3日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項  
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
三井住友ファイナンス&リース株式会社	代表取締役 橋 正喜	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	
SMFLみらいパートナーズ株式会社	代表取締役 寺田 達朗	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
三井住友ファイナンス&リース株式会社	代表取締役 橋 正喜	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	
SMFLみらいパートナーズ株式会社	代表取締役 上田 明	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	代表者の氏名変更(令和6年6月1日)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	
株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	
仙台観光株式会社	代表取締役 延山 寛	仙台市青葉区川内三十人町49番地の225	
株式会社ディライト・カンパニー	代表取締役 小島 康平	宮城県柴田郡大河原町字新東26番地1	
株式会社高勝リフォーム	代表取締役 高橋 勝典	宮城県大崎市古川駅東三丁目6番1号	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	
株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	
仙台観光株式会社	代表取締役 延山 寛	仙台市青葉区川内三十人町49番地の225	
株式会社ディライト・カンパニー	代表取締役 小島 康平	仙台市宮城野区東仙台四丁目6-31	所在地変更(令和4年11月25日)
株式会社タカカツリフォーム	代表取締役 高橋 勝典	宮城県大崎市古川駅東三丁目6番1号	商号変更(令和6年1月1日)
株式会社サトー商会	代表取締役 古山 眞佐夫	仙台市宮城野区扇町五丁目6番22号	入店(令和5年11月30日)